

新 旧 対 照 表

介護サポーター育成支援事業費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

改正前			
介護サポーター育成支援事業費補助金交付要綱			
実施主体	補助の対象 対象経費	補助基準額	補助率
第1～第3 (略)	(1)参加受入施設等の募集に係る経費 募集に必要な需用費(印刷製本費及び消耗品その他)、役務費(役務費保険料、委託料(委託料一般)) (2)事業参加者(未経験者)の募集に係る経費 募集に必要な需用費(印刷製本費及び消耗品その他)、役務費(役務費保険料、委託料(委託料一般)) (3)育成講座の実施や施設見学等に係る経費 育成講座の実施や施設見学等に必要な需用費(印刷製本費及び消耗品その他)、役務費(役務費保険料、その他役務費)、委託料(委託料一般)及び賃借料 (4)その他介護分野への参入のきっかけを作る取組の企画・運営等 その他介護分野への参入のきっかけを作る取組の企画・運営等に必要な需用費(印刷製本費及び消耗品その他)、役務費(役務費保険料、その他役務費)、委託料(委託料一般)及び賃借料	(略)	(略)
第4～第10 (略)	(略)	(略)	(略)

別表

改正後			
介護サポーター育成支援事業費補助金交付要綱			
実施主体	補助の対象 対象経費	補助基準額	補助率
第1～第3 (略)	(1)参加受入施設等の募集に係る経費 募集に必要な 報償費、旅費 、需用費(印刷製本費及び消耗品その他)、役務費(役務費保険料、その他役務費)、委託料(委託料一般) (2)事業参加者(未経験者)の募集に係る経費 募集に必要な 報償費、旅費 、需用費(印刷製本費及び消耗品その他)、役務費(役務費保険料、その他役務費)、委託料(委託料一般) (3)育成講座の実施や施設見学等に係る経費 育成講座の実施や施設見学等に必要な 報償費、旅費 、需用費(印刷製本費及び消耗品その他)、役務費(役務費保険料、委託料(委託料一般)、使用料及び賃借料) (4)その他介護分野への参入のきっかけを作る取組の企画・運営等 その他介護分野への参入のきっかけを作る取組の企画・運営等に必要な 報償費、旅費 、需用費(印刷製本費及び消耗品その他)、役務費(役務費保険料、その他役務費)、委託料(委託料一般)及び賃借料	(略)	(略)
第4 補助の対象期間 交付決定のあった日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。			
第5～第11 (略)			

別表

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この要綱は、令和8年度分の補助金から適用する。